

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます
令和7年（2025年）1月1日から

事業者は、以下のような場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

（労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条）

- (1)労働者が労働災害により死亡し、又は休業したとき
- (2)労働者が就業中に負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき
- (3)労働者が事業場内又はその附属建設物内で負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます

【主な改正内容】

- ・これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。
- ※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

- ①事業の種類**
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業
- ②被災者の職種**
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者
- ③傷病名及び傷病部位**
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻
- ④災害発生状況及び原因**
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。
- ⑤国籍・地域及び在留資格**
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

令和6年の郡上市内の労働災害発生状況について
(9月末集計) ※新型コロナウイルス感染症を除く ※死傷者数は休業4日以上のもので

	令和6年 (死亡者数)	令和5年 (死亡者数)	対前年比 増減数、増減率	
全産業	31	38	-7	-18.4%
製造業	11	12	-1	-8.3%
建設業	2	4	-2	-50.0%
運送業	1	0	1	
林業	5	5	0	0.0%
小売業	3	2	1	50.0%
社福祉	2	1	1	100.0%
旅館業	0	0	0	
その他	7	14	-7	-50.0%

「石綿障害防止説明会」を開催します!

- ◎日時：11月7日（木）
14時00分～16時00分
(13時15分開場)
- ◎場所：
郡上市総合文化センター
4階 第2大会議室
- ◎主な内容：
①石綿の有害性と事前調査について
(中央労働災害防止協会
安全・衛生管理士)
②石綿解体における法律の
規制について(当署担当者)
③労働災害の発生状況につ
いて(当署担当者)
- ◎参加申込：11/1(金)必
当署 監督・安衛課までお
問い合わせください。
電話：0575-65-2101
◎その他：定員50名(先着)

